

令和3年第6回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年6月10日					
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年6月10日 10時33分	開会宣言	岡本喜久生		
	閉会	令和3年6月10日 11時11分	閉会宣言	岡本喜久生		
付議案件	① 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第19号 農用地利用集積計画(案)の決定について ④ 議案第20号 令和2年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価について ⑤ 議案第21号 令和3年度の目標及びその達成にむけた活動計画について ⑥ 通知第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席13名			欠席2名		
議事録署名委員	14番	岡本喜久生	1番	縄田緑		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	井桁徹典	局長補佐	松尾典子		
	主査	野見山剛				
農業委員 出席状況	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	縄田緑	○	9	縄田秀史	○
	2	萩尾邦広	○	10	山口義文	○
	3	嶋田尋美	○	11	品原勇二	○
	4	辻田茂	×	12	山田恵子	○
	5	縄田精二	○	13	浅田信	×
	6	日高寛司	○	14	岡本喜久生	○
	7	田中久	○	15	小山修	○
	8	梶原徳幸	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
	下山田	岡本吉広	○	漆生	野見山保	×
	千手	村上勝義	○	平	添田實	○
	上臼井	中嶋誠	○			
	山野・口春	藤春崇	○			
	小野谷	大塚靖夫	○			

第6回嘉麻市農業委員会総会（令和3年6月10日）

事務局長補佐 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。
それでは会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモード
でお願いいたします。本日の出欠状況をご報告させていただきます。在任委員15名中、
出席者13名、欠席者、4番 辻田委員、13番 浅田委員の2名であり過半数を超えて
おりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立しておりますことをご報告いたしま
す。

【配布資料の確認】

開会に先立ちまして事務局からご連絡いたします。
今回も引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、窓開けと席を離しての会
議とさせていただきます。また、農業委員会憲章の朗読及び審議表の読み上げ、事務局
説明についても引き続き中止させていただきますので、委員の皆さまのご理解、ご協力
をお願いいたします。

それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和3年第6回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長補佐 会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局長補佐 議事進行に入ります前に、お願いがございます。
議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。
緊急事態宣言中ですので、密とならないよう農地利用最適化推進員による説明は交代で
入室いただくこととさせていただきます。それでは、会長より議事進行をお願いいたし
ます。

議長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご
異議ございませんか。

会場 【異議なしの声】

議長 議事録署名委員を14番の岡本委員と1番の縄田委員にお願いします。
それでは、議事に入ります。推進委員の入室をお願いします。

会場 【推進委員入室】

議長 議案第17号を議題といたします。

事務局

それでは 1 ページをお願いいたします。

議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和 3 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

農地法第 3 条関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地〇 地目：田 地積：229 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 67 歳

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 95 歳

譲受人耕作地 自作地：4,461 m² 借入地：なし 計：4,461 m² 貸付地：なし

申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：593 m² 借入地：なし 計：593 m² 貸付地：2,179 m²

申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転 売買

議長

審議番号 1 番について、地区担当：岡本推進委員に説明をお願いいたします。

岡本推進委員

〇〇氏の農業経営としては酪農を主とし、乳牛 30 頭で生計をたてています。今回、申請事由としては、今年 4 月ごろ〇〇〇〇氏の長女から申請地の購入を求められました。譲渡人の夫は数年前に他界し、本人も高齢で現在、施設に入院中。〇〇〇地区の自宅はだれも住んでおらず、月 1 回娘が清掃にきています。農事組合法人〇〇〇に管理をお願いをしましたが、断られたため申請地の隣接地所有者である〇〇氏に購入してほしい旨の相談をし、了承されたため今回、農地法第 3 条の申請をされました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長

只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんでしょうか。

会場

【なしの声】

議長

質問がないようですので、採決に入ります。審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場

【全員挙手】

議長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代をお願いします。

会場

【推進委員交代】

事務局 続きまして、5ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号2

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇〇番地〇 地目：田 地積：1,825 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 41歳

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 64歳

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：2,548 m² 計：2,548 m² 貸付地：なし

申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：10,751 m² 借入地：なし 計：10,751 m² 貸付地：なし

申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転 売買

議長 審議番号2番について、地区担当：村上推進委員に説明をお願いいたします。

村上推進委員 先月の末に電話があり、話した結果、規模拡大ということを言われましたので審議のほどよろしくをお願いします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号2番について、ご質問はございませんでしょうか。

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入ります。審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代をお願いします。

会場 【推進委員交代】

議長 続きまして、8ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号3

申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇〇 〇〇番地 外11筆 地目：田 地積：19,335 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 50歳

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 78歳

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 貸付地：なし 申請事由：名義変更

譲渡人耕作地 自作地：19,335 m² 借入地：なし 計：19,335 m² 貸付地：なし

申請事由：名義変更

権利内容：所有権移転 贈与

議 長 審議番号 3 番について、地区担当：中嶋推進委員に説明をお願いいたします

中嶋推進委員 譲受人と譲渡人の関係は親子関係でございます。譲渡人は花の栽培をしており、後継者にということで、名義を変えて経営を任せようとのこと。これから後継者をつくることは大事な役割だと思いますので何ら問題はないと思います。みんなの審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代をお願いします。

会 場 【推進委員交代】

事 務 局 続きまして、11 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 4

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地 地目：畑 地積：535 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 81 歳

申請人譲渡人：〇〇〇市〇〇区〇〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 65 歳

譲受人耕作地 自作地：2,192 ㎡ 借入地：3,887 ㎡ 計：6,079 ㎡ 貸付地：なし

申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：803 ㎡ 借入地：なし 計：803 ㎡ 貸付地：3,887 ㎡

申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転 贈与

議 長 審議番号 4 番について、地区担当：藤春推進委員に説明をお願いいたします。

藤春推進委員 譲受人譲渡人の関係は叔父と甥の関係であります。譲渡人が〇〇〇市に住んでおり、譲受人が代わりに管理をしていました。今回、譲渡したいということで話がまとまったということです。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。

議 長 審議番号 4 番について、ご質問はございませんか？
会 場 【なしの声】
議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いします。
会 場 【全員挙手】
議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
事 務 局 続きまして、14 ページから 22 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 5

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇番地〇 外 3 筆 地目：田 地積：3,027 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 76 歳

申請人譲渡人：〇〇市〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 81 歳

譲受人耕作地 自作地：1,035 m² 借入地：34,694 m² 計：35,729 m² 貸付地：

なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：3,027 m² 借入地：なし 計：3,027 m² 貸付地：なし 申請

事由：離農

権利内容：所有権移転 売買

農地法第 3 条関係審議表番号 6

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇番地〇 外 2 筆 地目：田 2 筆、畑 1 筆 地積：1,766 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 76 歳

申請人譲渡人：〇〇県〇〇〇〇市〇〇町 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 81 歳

譲受人耕作地 自作地：1,035 m² 借入地：34,694 m² 計：35,729 m² 貸付地：

なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：1,766 m² 借入地：なし 計：1,766 m² 貸付地：なし 申請

事由：離農

権利内容：所有権移転 売買

農地法第3条関係審議表番号7

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇番地〇 地目：畑 地積：59㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 76歳

申請人譲渡人：〇〇市〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇〇 64歳

譲受人耕作地 自作地：1,035㎡ 借入地：34,694㎡ 計：35,729㎡ 貸付地：
なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：59㎡ 借入地：なし 計：59㎡ 貸付地：なし 申請事由：
離農

権利内容：所有権移転 売買

議 長 審議番号5番から7番は関連がありますので一括して審議し、それぞれ採決を行いたい
と思います。地区担当：藤春推進委員に説明をお願いいたします。

藤春推進委員 3件につきましては譲受人が〇〇氏で譲渡人は別々ですが、申請事由はそれぞれ規模拡
大、離農ということであります。特に何ら問題はなく売買が成立しています。審議のほ
どよろしくをお願いします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号5番から7番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号5番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、審議番号6番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、審議番号7番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 長 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代をお願いします。

会 場 【推進委員交代】

議 長 続きますして、議案第 18 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、23 ページをお願いいたします。

事 務 局 議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 3 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

農地法第 5 条第 1 項関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地〇 登記地目：田 現況地目：畑 地積：
504 m²

申請人借人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇

申請人貸人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

転用目的：一般住宅新築 契約の種類：使用貸借権設定 農地区分：第 2 種農地

議 長 審議番号 1 番について、地区担当：大塚推進委員に説明をお願いいたします。

大塚推進委員 〇〇〇〇氏から申請があり、息子が地元に戻ってくるということで一般住宅新築を目的
とした使用貸借権契約が成立しました。申請地の畑を宅地として変更したいということ
です。今日も現場のほうに見に行きましたが何ら問題はないと思います。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんでしょうか。

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入ります。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと
思います。ここで、推進委員の退出をお願いします。

会 場 【推進委員退出】

事 務 局 続きますして、31 ページをお願いします。

農地法第5条第1項関係審議表番号2

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇町 〇〇〇〇番地〇 外1筆 登記地目：畑1筆、雑種地1筆
現況地目：田 地積：1,412㎡

申請人譲受人：〇〇〇〇〇市〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇

転用目的：太陽光発電施設の設置 契約の種類：所有権移転売買 農地区分：第2種農地

議長 審議番号2番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 地区担当の野見山推進員から所用のため欠席との連絡がありましたので、推進員から説明を受けた内容を事務局からお伝えします。

「〇〇の閉店したパチンコ店の裏にある住宅に囲まれた農地を転用し太陽光発電施設を設置するという事です。出入口の床版は隣接農地との共同利用ですが、農業機械の進入に配慮してフェンスの設置をすることで了承を得ているとのことです。また、周辺住民への説明もされているとのことで特に問題はないと思われます。」とのことです。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。

審議番号2番について、ご質問はございませんでしょうか。

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入ります。

審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思えます。ここで、推進委員の入室をお願いします。

事務局 続きまして、35ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項関係審議表番号3

申請地：嘉麻市〇字〇〇〇 〇〇〇〇番地 登記地目：田 現況地目：畑 地積：1,079㎡

申請人譲受人：〇〇市〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇 〇〇

申請人譲渡人：嘉麻市〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇

転用目的：共同住宅建設 契約の種類：所有権移転売買 農地区分：第2種農地

議 長 審議番号 3 番について、地区担当：添田推進委員に説明をお願いいたします。

添田推進委員 先日、土地家屋調査士の〇〇氏と現地確認を行いました。市道と住宅地、水路と接しておりまして、近年、耕作地として草刈り管理をしておりましたが、68歳と高齢で管理が行き届かなくなりました。そのために、今回、〇〇市〇区の方がアパートを建設するために購入するとのこと。地元の方との調整はできており、農地転用要件に問題はないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。

議 長 審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。推進委員の退出をお願いします。

議 長 続きまして、議案第 19 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、43 ページをお願いいたします。
議案第 19 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
令和 3 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

(1)利用権設定 新規 18 件 54 筆 51,037 m²、更新 11 件 20 筆 32,114 m²、計 29 件 74 筆 83,151 m²
(2)所有権移転 3 件 9 筆 14,300 m²

議 長 本案についてご質問はございませんでしょうか。

縄田緑委員 4 番の 1 について新規で使用貸借となっておりますがご関係は何でしょうか。

事 務 局 関係性はございません。農地の草刈りの管理費がかかってしまうということで使用貸借になっていると思います。

議 長 他にご質問はございませんでしょうか。

会 場	【なしの声】
議 長	質問がないようですので、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 20 号と議案第 21 号は関連がありますので一括して審議を行いたいと思います。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>それでは、49 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 20 号 令和 2 年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価について 標記の件について農業委員会の適正な業務実施に向けた具体的な取組みの点検・評価として別紙のとおり審議に付する。</p> <p>令和 3 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修</p>
事 務 局	<p>本案は、昨年度の実績を取りまとめ、活動に対する評価を行うものです。それでは 51 ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、中段 2 の令和 2 年度の目標及び実績につきましても、集積目標 851.8ha に対し、集積実績は、777.8ha となっております。活動に対する評価につきましても、遊休農地の耕作者の意向調査を行ったが、賃借可能な農地の掘り起こしや担い手への利用集積の調整にまでは至らなかったとしております。</p> <p>続きまして、52 ページの新規参入者の状況でございますが、中段 2 の令和 2 年度の目標及び実績につきましても、参入目標 2 経営体に対し、参入実績 4 経営体となっております。活動に対する評価につきましても、新たな農業参入者への相談活動や支援体制を整えることができなかった。普及指導センターとの情報交換等も実施できなかったとしております。</p> <p>続きまして、53 ページの遊休農地についてでございますが、中段 2 の令和 2 年度の目標及び実績につきましても、解消目標 10.1ha に対し解消実績 3.6ha となっております。活動に対する評価につきましても、農地パトロールを実施するものの、実態把握のみで解消に向けての取組みはあまりできなかったとしております。</p> <p>続きまして、54 ページの違反転用への対応についてでございますが、活動実績につきましても、違反転用防止の周知活動により違反転用を未然に防止できたとなっております。活動に対する評価につきましても、今後も農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロールにより違反転用の発生を防止したいとしております。</p> <p>55 ページから 57 ページにつきましても、農業委員会の事務の実施状況となっております。ご確認をお願いいたします。</p> <p>議案第 20 号につきましても以上でございます。</p>

- 事務局 引き続き、議案第 21 号についてご説明いたします。
 それでは、58 ページをお願いいたします。
 議案第 21 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 事務局 標記の件について農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な活動計画として別紙のとおり審議に付する。
 令和 3 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修
- 事務局 本案は、昨年度の実績を基に作成した今年度の目標及び活動計画です。60 ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積についてでございますが、集積目標 859.3ha、うち新規集積面積 81.5ha となっております。現状を考えると非常に高い目標となっておりますが、目標設定の考え方によって設定しますと、このような目標になります。今後、現状に即した見直しも必要ではないかと考えております。続きまして新規参入の促進についてでございますが、参入目標数 2 経営体、参入目標面積 2.0ha となっております。61 ページをお願いいたします。遊休農地についてでございますが、解消目標 10.1ha となっております。8 月から 9 月にかけて農地パトロールを実施し、11 月に利用意向調査を行いたいと思います。違反転用への対応についてでございますが、活動計画につきましても、違反転用防止の周知活動と農地パトロールによる違反転用の早期発見により発生防止に努める。農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的なパトロールを実施するとしております。
 議案第 21 号につきましても以上でございます。
- 議長 只今、事務局の説明が終わりました。質問はございませんでしょうか。
- 会場 【なしの声】
- 議長 それでは、議案第 20 号及び第 21 号については、それぞれ原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 会場 【異議なしの声】
- 議長 それでは、議案第 20 号及び議案第 21 号につきましても、原案のとおり決定し、市のホームページに公表することにいたします。
- 議長 続きまして、通知第 6 号を議題といたします。
- 事務局 それでは 62 ページをお願いいたします。
 通知第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
 令和 3 年 6 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修
- 議長 本件は報告のみでございます。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

14番委員

1番委員
